

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷七十三第

行發日一月一十年八和昭

論叢

營業收益稅改造の一案……………法學博士 神戸正雄
勞銀と利子……………文學博士 高田保馬

時論

潜在偏向性の我がインフレーション……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

中央銀行の發行準備に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
資本蓄積と資本有機的構成の變化……………經濟學士 柴田敬
國際カルテルに就いて……………經濟學士 磯部喜一
アンゲロサクソン時代の社會單位について……………經濟學士 竹中靖一

說苑

小賣商業の競争と分業……………經濟學博士 谷口吉彦
資本主義の型……………經濟學士 堀江保藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁載轉)

國際カルテルに就いて

磯 部 喜 一

國際カルテルの社會的・經濟的重要性の向上は、おのづから、たの國際的處置を必然ならしめる。國際聯盟が遂にこれを問題化するに至つたのは、國際聯盟の主権にかゝる一九二七年の第一回國際經濟會議に於いてであつて、國際カルテルは工業對策に關する主要議題の一であつた。經濟會議の主眼は世界的經濟恐慌の克服であるが、そのための工業對策は要するに生産原費の低下延いては價格の引下に盡きるの建前から、産業合理化問題並びに工業狀態に關する報告の蒐集と交換の問題もろとも、工業上の結合、特に國際カルテルの問題が採り上げられたのであつた¹⁾。しかるに、會議の討議が餘りに紛糾し、歸一しないまゝ、國際カルテルの性質及び影響に關し、工業部會の決議は明確なる判定を下すことを忌避したのである。そして「同一事情の下では、實際には、かゝるカルテルが統制され且つ運用される精神の如何によつて、特にまた指導者がどの程度まで社會の福祉を考慮して(カルテルを)主宰せんとするかによつて、正しとも悪しとも言はれ得るものなること²⁾」を、是認したに止まる。更に決議は、國際カルテルの今後の發展に留意し、こ

- 1) K. Priram, Weltwirtschaftskonferenz (Elsters Handwörterbuch der Staatswissenschaften, IV Aufl., Ergänzungsband, 1929, S. 942 以下)
- 2) Cf. R. Liefmann, International Cartels, Combines and Trusts, 1927. (竹内省三氏譯「國際企業合同論」昭和三年、特に第三部)
“On International Cartels”
- 3) Entschliessung der internationalen Wirtschaftskonferenz vom Mai 1927 の一節

れに關する資料を時々公表する意圖の下に蒐集するの必要あることを附言した。

國際經濟會議の諸決議を一括採擇した國際聯盟は、これが實施のため、やがて諮問經濟委員會 (Beratendes Wirtschaftsausschuss) を設置した。この委員會は「國際カルテルの經濟面に關する一般的報告(國際聯盟覚え書)⁴⁾」を公けにしてゐる。國際聯盟の經濟専門家達の委員會が國際カルテルを如何に觀てゐるか。曾ての國際經濟會議がその政治的性質に制約せられ、前記の如く、明確なる判定を忌避してゐるために、この「一般的報告」は、吾々の興味をそゝること一再でない。こゝに於いて、吾々は、この報告を中心に、吾々の研究を進めるであらう。

二

カルテルが如何なる目的の達成を意圖して結成せられるか。トラストやコンツェルンと同じくカルテルは企業の結合様式の一であるから、窮極に於いて、企業目的の達成にあるは言ふまでもない。企業の目的は企業利潤の追求である。企業にとつては、社會の福祉増進は利潤増加を結果してこそ始めて有意義であり、その限度では企業活動のうちにも顧慮されるが、社會の福祉増進そのものは、こゝではナンセンスである。カルテルは、企業がその目的達成のため採用する手段である。カルテルの結成によつて、企業は從來以上の利潤の追求に専念する。

利潤の獲得、精密には在來の利潤率の維持、増進のため、今日、多數の企業は種々の方面で結合する。先づ利潤造出の準備過程である商品購入の過程に於いて、次に利潤造出の源泉過程たる

(Lammers, *ibid.*, S. 118.)

4) C. Lammers, Allgemeiner Bericht über die wirtschaftlichen Seiten der internationalen Industrie-Kartelle. (Völkerbunds-Denkschrift)

作業過程に於いて、第三には利潤實現の最終過程であり且つ企業活動の完成過程たる商品販賣過程に於いて。第一過程での企業結合は、原料・労働力などの作業過程に必須な財貨の共同購入組織となり、専ら、仕入費用の低下、従つて主として直接費の低下を圖る。第二過程での企業結合は技術的合理化を目指し、間接費を中心に、生産原費一般の低下を企劃する。第三過程での企業結合は、製品販賣を出来る限り商品提供企業に對し有利に解決せんとする。

企業利潤は基本的には剩餘價値の造出に規定せられるのであるが、直接には價格に規定せらる。價格への關與者はもとより商品の提供者と需要者とである。價格上の折衝は、商品提供企業の立場よりすれば、商品需要者との對立であると同時に、同一乃至代用の可能なる類似商品提供企業との對立でもある。そして後の對立は、前の對立關係に於ける商品提供企業の地位に悪しく影響すること夥しい。利潤追求の目的よりすれば、この對立の解消を圖ることは必要であり、また必然ともなる。カルテルはこの對立解消の手段である。企業はカルテルによる商品提供企業の相互的對立解消を通じて、利潤追求の安定を企圖す。もとより、對立解消の形態は種々であるが、市場ではすべてが價格を中心とすべきを以て、自ら、カルテルも價格協定を固有の形態とすべく、販路協定・生産制限又は割當・共同販賣など、價格協定以外の一切の形態は、價格協定を補完し又はその變態と看做し得るであらう。それはともかく、形態の何たるを問はず、カルテルは第三過程、すなはち商品販賣過程に於ける企業結合であることを、その本質とする。

國際カルテルはカルテルたる限り、この本質以前のなものでもない。若しこれより離脱するならば、徒らにカルテルと僭稱するにすぎない。上掲の「一般的報告」はこの點に就いては至極曖昧で、カルテルは『生産又は販賣諸條件の改善(Verbesserung)を達成すべく結成せらる』と定義するのみ。この定義よりは、吾々は第二過程及び第三過程での企業結合と判断し得るのである。しかるに、定義に引續いて、取引條件の統制・價格の統制・生産割當の確定及び販路の統制をカルテルの種類として擧出するのみならず、『生産諸條件及び經濟諸關係の改善を目的として、一般に生産及び販賣の合理化並びに類似の諸問題に携はる企業結合は、直ちには、カルテルとして看做すべきではないであらう』と、明言して居る。この點は、カルテルが第三過程での企業結合なることを指示して居り、定義とは一致しない。なほ「一般的報告」がカルテルとして四形態を指摘してゐることは、國際カルテルを考慮する限りでは、既述の如く、先づ至當である。

三

カルテルは、結合の力によつて、加盟諸企業にその利潤を増進せしめる。この窮極の效果以外に、またその以前に、カルテルは加盟諸企業に、カルテル商品の需要者に、更に經濟社會一般に働きかけ、種々の影響を及ぼすのである。もとより、これらの影響は、カルテルの協定内容の相異につれて程度を違へ、範圍を別にするのである。

カルテルは、協定の限度で、加盟諸企業の活動の自由性を制限する。加盟諸企業は、例へば、

- 1) Lammers, Allgemeiner Bericht.....S. 4.
- 2) Cf. Lammers, ibid., S. 5-7.
- 3) Lammers, ibid., S. 7.

價格協定カルテルの下では協定價格以下で商品を販賣する自由を奪はれ、販路協定カルテルの下では自己に認められざる市場への進出を阻まれる。シンディケートに至つては、加盟諸企業は商品販賣の機能を原則的に喪失するのみならず、更に操業率の任意決定も不可能となる場合が尠くない。加盟諸企業の自由活動の制限は、諸企業の合意により實施されるのが本則であるから、(強制カルテル等は現在では未だ異例)、比較的重要ならざる企業活動の制限に就いては合意は成立し易い。そして企業としての決定的活動になるにつれ、これを制限すべき合意の成立は容易でなく、またかゝる合意ほど永らく存続し難い。かくてカルテルは、取引條件協定、販路協定に始まり、カルテル的訓練の積むにつれ、價格・生産制限乃至割當協定を経て、共同販賣にまで展開するのである。

カルテルは、如何なる形態をとるにもせよ、結局は價格の吊上乃至保持に努める。すなはち價格協定は普通最低價格を協定し、その以下への價格の低落を、取引條件協定は代金支拂猶豫期間に關連したる割引料・荷送運送費の負擔等のかたちで顯はれる價格の實質的引下を、夫々、直接的に阻止するのである。販路協定は特定販路に於ける同種諸企業相互の競争を輕減排除することによつて、生産制限・割當協定は商品の市場提供量の縮減調節で、提供諸企業相互の對立を緩和することによつて、夫々、間接的に價格を下落せざらしめる。最後に、共同販賣は價格及び生産割當協定の強化に外ならない。これらすべてが、國際カルテルにも妥當する。たゞ、こゝでは加

盟者が國際的になり、生産諸條件其他の關係が政治的關係の混入に伴ひ遙か複雑になるところから、カルテル結成に著しき困難を生ずる。だから高度カルテルは、國際的には、國內的よりも稀少たるを免れぬ。

國際聯盟の委員會の「一般的報告」は、價格に關するカルテルの努力を以て、カルテルの消費者への貢獻であると論じてゐる。何故であらうか。その理由は次の如くである。すなはちカルテルの價格統制は必ずしも吊上への努力ではない。加盟諸企業に利潤増進をもたらすには、この方向に出なくとも、『例へば原費の低下によつて、そして生産を消費に適合することによつて』¹⁾可能である。假りに價格吊上に努めたとしても、その企圖は酬ひられない。蓋しそれは、一に『アウトサイダーを出現せしめ、又はその出現を容易』²⁾ならしめる可能性を伴ふ。二に『代用品製造に基く競争の存在乃至その發生の虞』³⁾がある。かくて『吊上策の濫用には、カルテルは自ら餘りに高き代償を支拂ふこととなる。』⁴⁾だから價格に關しては、カルテルは生産者に貢獻しないのである。これに反し、『投下資本の危険を軽減するといふカルテルに特有の傾向は取引の安定化を、同時に亦價格の安定化をもたらす。これは一般に消費者の利益になる。』⁵⁾

價格の吊上にも、時代により夫々 possible の限界が見出される。それは無限には許されない。十九世紀末、ロッキンフェラーがスタンダード石油會社を興し、やがてこれをトラスト化した當初には、今日一ガロンにつき四分の一セントの利益は高利潤と考へられてゐる石油輸出が、年々投下資本

- 1) Lammers, *ibid.*, S. 19.
- 2) Lammers, *ibid.*, S. 20.
- 3) Lammers, *ibid.*, S. 20, 21.
- 4) Lammers, *ibid.*, S. 21.
- 5) Lammers, *ibid.*, S. 20.

額の半に達する巨額の利潤を上げ得る程度に、例へば當時原費十セント以下の石油一ガロン當りの価格を三十五セントまでの、一舉幾倍かの價格吊上が可能であつた。⁶⁾今日の價格吊上をかく考へるならば、今日のカルテルは決して價格吊上を目指すものではない。かゝる價格統制は、むしろ、高度資本主義時代並びにその以後に於けるカルテル展開の必然性とカルテルの重要性の招來に、矛盾すと言はねばならない。カルテルの展開は、資本の有機的構成の高度化のもたらした平均利潤率の低下を競争揚棄によつて免れ、また特別利潤によつて補はんとする、企業の窮餘の努力である。これは産業資本家の本來好む傾向ではなく、利潤追求の使命より強刺される努力である。一舉幾倍かの價格吊上の可能性の存在乃至生起は、かゝる事態では想像だに許さるべくもない。假りに若しその可能性ありとせば、そのときには、カルテル結成の必要を見ない。また既存のカルテルは必ず崩壊する。アウトサイダー又は代用品の出現はこのときである。

だから、價格吊上の意味又はその程度は、「一般的報告」が他の箇所述べて居る如く、「⁷⁾企業の収益性をなほよく確保する限界以下に低落」しないやう、價格を保持するを最悪の場合とし、カルテルの有名無實化又は崩壊を來さざる程度で可能的最大に、この限界以上に價格を吊上ぐるのが、カルテルの使命である。他方、價格の吊上を企圖せずとも、カルテル結成は原費低下に由來する特別利潤を加盟諸企業に約束するかといふに、吾々は、後に明らかにするであらう如く、「一般的報告」とは反對の結論に到達して居る。

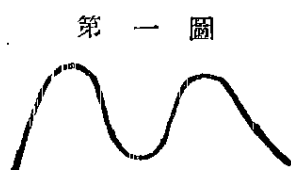
6) Cf. J. M. Tarbell, The History of the Standard Oil Company, Vol. II, 1925, p. 200-201, 208-210, 390-391.

7) Lammers, *ibid.*, S. 20.

こゝに於いて、「一般的報告」のカルテル消費者貢献説は果して至當であらうか。カルテルの價格安定化が可能であるとして、これが消費者の利益となる以前に、より度合を強ふして、生産者に利益をもたらすことなきや。價格の安定化を妨げる一つのモメントに、屢々、ダムピングが擧げられる。そしてカルテルはこれを消滅せしめると一般に言はれる。「一般的報告」は「常に動搖極まりなきダムピング價格は消費者に正確なる原價計算を許さない」と難じ、この點でもカルテルの消費者貢献を讃へる。しかしダムピング價格が動搖極まりなく、價格の安定を缺くことが、消費者に正確なる原價計算をなし得ざる不便利益を與ふる以前に、またその度合以上に、ダムピングを實施さるゝ國內生産者に不便利益を與ふることなきや。ダムピングが問題化するのは、消費者のためではなく、むしろ生産者のためではあるまいか。ダムピング問題がアウタルキーが世界的になつて以來特に喧傳されつゝある事實、またわが國に於いても、數年前相次いで問題化した時には不當廉賣法の適用まで考慮されたドイツ鐵鋼・アメリカ染料・インド銻鐵・イギリス及びドイツの曹達灰又は硫酸アムモニア等のダムピング問題などの事實は、一體、吾々になにを示唆するであらうか。

價格の吊上乃至保持の實現は、やがて、價格の相對的安定化である。價格協定カルテルに於いて特に然ることは、言ふまでもない。そして自由競争商品の價格變動が常に波狀曲線を描くに反し、カルテル商品の價格變動は大體に於いて直線的屈折である。レーデラー氏の圖式ならば、前

者は第一圖の如く、後者は第二圖の如し。⁹⁾



第一圖



第二圖

カルテル價格の直線屈折的變動傾向は、わが國近年のカルテル商品の價格變動に就いても略々確かめ得ると思ふ。しかるに、この點に關しては、「一般的報告」は所説を稍々異にしてゐる。すなはち「カルテルは、景氣の上昇期には價格騰貴をば、自由競争に比し遙か中庸を得たかたちで行はしめる。他方逆に、經濟的不況期には、カルテルは價格低落をば自由競争の場合よりも甚しく妨害する。」¹⁰⁾後半は

ともかく、前半は當らない。

「一般的報告」に準じて、カルテルと價格の關係を、吾々は主として國內カルテルを中心に考察した。國內カルテルのこの關係は、國際カルテルに妥當するや。價格に對する國際カルテルの關係は、國內カルテルのやうに直接的ではない。こゝでは、國內カルテルを通じての間接的關係である。これ蓋し國際カルテルが、既述の如く、國內カルテルを揚棄したる、カルテルとしての單一的存在でなく、後者の上層存在であるから、この特有の性質から、國際カルテルの價格統制は、國際的に合一なる價格の決定を企圖すべくもない。景氣持續期に於ける國內カルテルの各國個別的價格安定化傾向を助長するにある。そしてたゞ、第三國市場に就いてのみ、集合的價格統制が實施せられる。¹¹⁾後の場合、國際カルテルは多く輸出統制のかたちをとる。前の場合には價格

9) E. Lederer, Monopole und Konjunktur (Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung, 2. Jahrgang, 1927, Ergänzungsheft 2), S. 14. 尙 H. Wagenführ 氏も略々同様の結論を主張する。同氏の Konjunktur und Kartelle, 1932, S. 18 参照。

10) Lammers, ibid., S. 22.

11) Cf. S. Tschierschky, Die Bedeutung der internationalen Kartellierung für das

協定が本則であるが、夫々の國內市場不可侵の協定は更に國內カルテルの統制を強化せしめる。「一般的報告」は、價格の安定化に關し、國際カルテルを國內カルテルと同一視した。

四

カルテル、從つて國際カルテルに於ける價格安定化傾向に關連して、いま一つ、吟味しなければならぬのは、その價格安定化傾向の限界である。ワーゲンフナー氏の研究では、景氣變動の轉換期に現はれ勝ちな價格の上昇又は下降の急變徵候が、カルテル價格では認むべくもない。またレーデラー氏も述べた如く、本來ならば曲線を描くほどに微細にまで常に動搖する價格が、カルテルの統制下では、時々直接的屈折にまで、絶えざる動搖が緩和せられる。カルテルの價格安定化傾向は、要するに、この程度のものであつて、價格の變動そのものを揚棄すべくもないのである。このことは、根本的な價格の安定化——これは商品提供を久しく需要の變化に應じて適合せしめたる時、始めて可能となる——は、カルテルに於いては、望むべくもないことを示す。

社會の年々の財貨消費量の蓋然率的測定は、生産の無政府性の排除を根底的に約束する、また個人主義的基調を全く揚棄せる社會組織下の謂ゆる計畫經濟に於いてすら、一朝一夕にはなし得るものではない。そのためには、遙かなる彼岸までの努力が要求されるのである。況んや個人主義、個人の自由主義を基調とする資本主義社會でのことである。ここでは、財貨消費の欲求は有

效需要への變形に於いてのみ、始めて問題になる。かゝる決定的なるハンディキャップを負ひ、個人の自由を任意的に拘束する性質をもつカルテルが、年々の財貨消費量の測定を前提としなくてはならない根本的な價格の安定化を企圖し得ないのは、恐らく自明であらう。だから、「一般的報告」も、かゝる意味の需給適合性を、カルテルに認めることを、敢えてしなかつた。たゞ『生産消費の均衡』とカルテルの達成し得るその限度を問題とし、また均衡を保持すべき『實際的基準』を考察したのである。

生産消費の均衡を考慮するに當つては、生産能力に就いて、消費可能量に就いて、また後者の有效需要量への變形に作用する一般經濟情勢の推移に就いて、豫め正確なる知識を所持する必要のあることは、言を俟たない。このための資料蒐集は、調査機關の大規模化につれ、技術的に漸く容易になる。大規模調査機關は、個別的には企業の大規模化につれて設置が可能であり、完全化する。また企業結合はこゝでも企業の大規模化に代位し、これを補完する。この意味に於いて國內カルテルよりは國際カルテルに對し、調査資料蒐集のより大なる價值を認めることが出来るであらう。「一般的報告」が、國際カルテルに於けるこの價值を強調して居るのは、正しく肯定し得る。チールシユキー氏が賛意を表すのも當然である。²⁾但しこの點から、「一般的報告」が『國際カルテルが恐慌の發生を豫知し、且つ(これを)緩和するに貢献し得』³⁾となすは、恐慌の起因の錯誤か又はカルテルの機能の過重評價か、そのいづれかに基く餘りなる樂觀論と、吾々は言はなければ

1) Lammers, *ibid.*, S. 14.

2) Tschierschky, *ibid.*, S. 344.

3) Lammers, *ibid.*, S. 15.

ならぬ。

次に、生産消費の均衡は如何にして達成するか。これを消費可能量、従つて有效需要量の増進に求めるのも一方法である。そのためには、価格引下を有力とすべく、更には生産原費の引下を豫め前提としなければならぬ。しかるに、今日、カルテルの存在する多くの場合は、さなくとも需要量の減退より価格が低落せんとするの趨勢にある。このときに、価格の低落趨勢に拍車をかけることが、果してカルテル結成の所期の目的を達成せしめるや否や。そこには、測り知るを得ない多くの危険を賭けねばならぬ。資本家は概して外見上安逸なる、危険少き路を撰ぶものである。その路は、ここでは、価格引下による需要量増加よりは、むしろ、生産量・提供量を調節することによつて、減退する需要量との均衡を保持するの方策である。生産制限協定がこれであり、生産割當協定も亦同様である。この兩種協定は先づ国内カルテルとして現はれ、つゞいて國際的結成によつて完璧を期すべく努力せらる。但し生産制限と生産割當とに於いて、前者が價格の改善をのみ目的にする『不自然的な』(künstlich)ものであり、後者は然らざる『整然たる』(planmässig)ものであるとの差異を認める「一般的報告」の意見⁴⁾は、吾々には納得のゆかない論旨を多く含んでゐる。販路協定は場所的に提供量の集中を阻むによつて、需給の適合に貢献せんとする。だから、國際的なる販路協定は、ダムピングの攪亂危憂を保護關稅以上に排除することゝなるであらう。

4) Lammers, *ibid.*, S. 16-17.

生産制限、生産割當、ともに生産量を調節するに止まる。これらはそのまゝでは生産能力の減退を意味しない。またむしろ、実際には、生産制限或は生産割當の協定實施中、生産能力の擴大をみる場合が少くない。吾々は手近かにわが國の紡績・セメント・鐵鋼等に、顯著なる事例をもつてゐる。この矛盾は國內カルテルにも、國際カルテルにも存在する。そして大規模經營を前提とする産業部門ほど、この趨勢は甚しい。これは、カルテル協定の更改又は解消時期に於ける各自の企業的基础を有利ならしめんための努力に基因する。生産制限・割當の實施さるる場合は、多くは、一般に物價の低落時期であるから、生産能力の擴大を有利に、すなはち比較的建設費の割當にて實現し得る時期になる。だから、かゝる生産能力の擴大は、生産制限協定の更新と解消とを問はず、その時に於ける當該企業の原費低下、競争能力の充實を約束する。また生産割當協定ならば、擴大されたる生産能力を基準とする新割當率——これは以前の夫れよりも増率となることが多い——を、各加盟企業は要望し得ることとなる。だから、生産制限・割當と生産能力の擴大とは、不可避的な矛盾である。

この矛盾は、協定更新期に於いて、屢々、カルテル崩壞の危機に變ずる。そしてその可能性は國內カルテルよりも國際カルテルに於いて著しい。これ、一に、『生産能力の擴大に基き、その割當率の向上に努力する産業（部門）は』國內的よりも國際的に遙かに『期待目的を達成し難い』からである。さればとて、「一般的報告」の論する如く、この矛盾は考慮する必要がなく、過去の『み

ぢめな實例はこの種の多くの思惑の繰返しを阻止し』この弊害は協定の長期化につれて重要性を失ふ⁵⁾』などは、吾々には到底考へられない。蓋し元來、この種協定の長期化は、協定結成當初には或は心理的に協定そのものゝ効果を強めるであらう。しかし時の経過は、時々協定を更新するに非ずんば、次第に協定を有名無實たらしめる。だから協定の長期化は、限産と生産能力の擴大との矛盾に働きかけることとはならない。また過去の實例は、この矛盾を解決するほどの力をもたない。僅に加盟諸企業にカルテル的訓練を施す間接的貢獻のみ。

五

カルテルに屢々加へられる非難に、『カルテルは販賣價格をば、技術的には最も時代遅れになつた生産設備の生産原費を基準に決定するが故に、カルテルを結成せる工企業家の製造方法改善への關心は、通例、消滅してしまふであらう』¹⁾といふのがある。この非難は、「一般的報告」によれば、根據のない非難にすぎない。蓋し、『カルテルは期限到來すれば、その更新のため慣用の處置が講ぜられるであらう。そして生産（設備）が技術的進歩の精髓を保持してゐなかつた製造業者は新カルテルに於ける自己の地位を擁護せんとするとき、非常に不安な状態に陥ることとなるであらう。カルテルが更新されぬならば、競争は再び尖鋭化する。そして彼の地位に非常な困難が加はる。』だから『生産原費を低減し得るといふ利益は、カルテル内に於いてさへ、加盟諸企業に全く充分なる效用を認めしめる』²⁾

5) Lammers, *ibid.*, S. 17.
1) Lammers, *ibid.*, S. 9.
2) Lammers, *ibid.*, S. 10.

産業資本家が常に生産原費の低下に努力せねばならぬ必然性は、カルテル存続中と雖も全く揚棄されるものでないことは、吾々は既に了解して居る。問題は、カルテルが加盟諸企業を生産原費低下努力を特に助成するや否やである。「一般的報告」はこれを肯定する。そして「カルテルの結成が、夫々の生産方法の變更並びに販賣統制を通じて、加盟諸企業をして(原費の)節約を達成せしめる程度に就いて」精密なる考察をつゞけるのである。

生産原費軽減のための合理化手段には種々あるが、先づ『統一價格(einheitlicher Preis)制定の前提條件として既に必然的な商品の標準化(Standardisierung der waren)³⁾』——このためのカルテルの努力は、工業部門によつては、同時に加盟諸企業に『根本的なる節約』をもたらしめるであらう。また『生産の專業化に(Spezialisierung der Produktion)⁴⁾』就いても、同じであらう。例へばわが國でも、鐵鋼業の條鋼分野協定會と小型又は中型山形鋼の各共販組合の關係に於いて、これが實例を見ることが出来る。また、この種の節約、従つて生産原費の低下は、カルテルよりは遙かに結合力の緊密な工業結合、すなはちコンツェルン又はトラストに於いて著しく容易なことは、「一般的報告」の論ずる通りである。⁵⁾これ、ひとへに、大抵のコンツェルン等では、加盟諸企業は資本的に共通の關係を具ふため、相互の生産原費低下に對する關心の鋭敏なるに依る。

しかし同報告の言ふ如く、この種の生産原費の節約が、コンツェルン等の場合に比し著しく困難であるとはいへ、ともかく、カルテルにても努力されるとして、國際カルテルにても然るであ

3) Lammers, *ibid.*, S. II.

4) Lammers, *ibid.*, S. 10.

5) Cf. Lammers, *ibid.*, S. 10.

らうか。競争揚棄の效果の間接的なるため、また國際的競争揚棄の唯一的手段ならざるため、吾々は「一般的報告」の所説⁶⁾とは異り、こゝでは、かかる事例は今日絶無であると思ふ。同じことが、『經營上の試みの成果を屢々相互に通知し合ひ、且つ共同費用で生産諸條件改善のための研究調査を行ふこと』⁷⁾より、また『特許或は製作方法の交換』⁸⁾よりもたらされる原費節約に就いても、言ひ得るのではあるまいか。こゝに於いて、カルテル、特に國際カルテルの結成による給費節約は、むしろ、他の方面に求めらるべきであらう。

「一般的報告」は、更に、營業費の節約を指摘する。『カルテル化せし諸企業は、宣傳のために同一カタログを、代表者として同一代理人を利用する。共同の販賣事務所によつて、シンディケートは商品配給費を著しく低減し得る。他方同時に、無駄な輸送を排除する。』⁹⁾このことは、國際シンディケートにも正しく妥當する。そして不必要な且つ費用の嵩む遠路輸送を排除するの利益は販路協定・輸出割當による國際カルテルに於いて最大であらう。本来、國際カルテルの本領は、『輸出取引に於ける不採算的な刺戟を除去する』¹⁰⁾に在るのである。尤も、シンディケート結成による、加盟諸企業の營業費節約の利益は、協定が當該工業部門の商品の全部、少くとも殆んどその大半に亘るのでなければ、著しく殺がれることを免れない。盖しかゝる場合には、加盟諸企業は營業部の全廢はおろか、縮少することすら許されないであらう。また、國際シンディケートは今日例外的存在であるから、營業費節約の利益は實際には殆んど享受されてゐない。¹¹⁾

6) Cf. Lammers, *ibid.*, S. 12.

7) Lammers, *ibid.*, S. 11.

8) 及 9) Lammers, *ibid.*, S. 12.

10) Tschierschky, *ibid.*, S. 344.

11) Cf. Ertel, *ibid.*, S. 169-170.

等しく生産原費低下の努力であるとはいえ、營業費の節約はその消極的なるものである。多額の營業費を支出するも可、その代り利潤の遙かなる増進を求めるといふのでもなく、相對的に利潤率を高めんがため、利潤の低減傾向より以上に出費を節減せんとする努力である。だから營業費の節約は、好況期よりは不況期に於いて、一般に注視せらる。好況期の企業活動に適合するには餘りに消極に過ぎる。チールシュキー氏が、生産原費の節約及び低下の利益享受を特に好況期に限ると斷言して居るが、¹²⁾一面觀たるを免れない。

カルテル、従つて國際カルテルの生産原費低下努力を考察するに當り、忘却するを得ないのはこの努力とは矛盾する一の傾向がカルテルに内藏されることである——「一般的報告」はこれに觸れなかつた理由は、知る由もない——。それは生産原費増嵩の傾向である。カルテル的統制實施のための費用は、カルテル化せざる工業部門では存在しない原費構成上の特別費目であり、これはカルテルの高度化につれて比例的に漸増する。但しこの費目は、カルテル的統制實施に由來する加盟諸企業の營業費節約額乃至利潤増加額によつて、優に相殺せらるべきものである。この費用以外の、しかも加盟諸企業にとつて特に重要となる原費増嵩は、操業短縮に基く夫れである。

生産制限にせよ、生産割當にせよ、加盟諸企業は當然にその有する生産能力の一部の利用を休止する。この生産能力の利用休止が、原費に無影響に行はれるや否やは、要するに、原費の構成要素に就いて判定せねばならぬ。若し原費の諸費目が操業率に比例的に増減する性質のもののみ

12) cf. Tschierschky, *ibid.*, S. 344.

であるならば、加盟諸企業は生産制限に基く單位原費の不變・價格騰貴によつて、利潤の増加を享受し得るであらう。だが、實際には、かゝる工業部門は殆んど存しない。大抵の部門では、作業方法・機械装置の改善は、その利用率の相異によつて影響を受くることの少き費目を増加せしめるのである。今日、利用率に比例的に増減する典型的費目は、恐らくは、材料費以外には見出されないであらう。この結果は如何。

概して、操業率の大小と單位原費の高低とは反比的關係にある。操業短縮に基く單位原費の増嵩をカバーして更に、利潤増加に貢献し得るや否やに、カルテル、特に生産制限・割當カルテル、シンディケートの存在理由はかゝる。國際カルテルに就いても然り。そしてまた、操業短縮をしてなほよく單位原費を高からしめざらんがためには、生産設備の改善・増新設が考慮されねばならぬ。かくてカルテルによる生産制限・割當と生産能力の増進の相剋は、この點よりするも、全く不可避的である。

六

カルテルが最低價格・生産制限又は割當などのかたちで價格吊上を工夫するとき、當然企圖されるのは、當該商品が特殊品に非ざる限り、先づアウトサイダー的生產による提供か、或はその輸入提供である。これらの企圖の實現が結局採算に規定されるは言ふまでもない。たゞこの採算に當り、アウトサイダー的商品生産の場合とはともかく、輸入提供を企圖する場合であれば、關稅

が重大なるモメントの一である。なほ、金本位制度停止・金輸出禁止の國に於いては、爲替崩落が關稅と同一の機能を果すであらう。

關稅が財政收入的性質のものにすぎぬならば、採算上たいした影響は認められないが、國內産業の發達を助成促進する保護的性質を多分に含むものなるときは、關稅は屢々商品の輸入提供を不可能ならしめるのである。こゝに於いて、保護關稅は國內カルテル結成の必須的前提條件ではないが、カルテル結成を著しく容易にし、またその存續を強化するモメントである。國際カルテルが國際的に販路を協定し、或は生産を制限又は割當つるによつて、國內カルテルを助長するとき、國際カルテルと關稅との間に、如何なる關連を生ずるであらうか。

一般には、『産業上の協約は、それが國內市場に關し、また一國の生産量を制限するだけであるならば、保護の代用物を提供することゝなり、且つ恐らくは、關稅率の漸減を導くならん』¹⁾との考へがないとは言へない。現に一九二七年の國際經濟會議では、ポーランドのバルラグリア氏 (R. Ballaglia)、チェコスロヴァキヤのウルバン博士 (C. Urban) 等が、國際カルテルは『關稅障壁を出来る限り低下し』又は『關稅障壁に崩壊口を作る』²⁾と強調して居る。國際カルテルは關稅の低下を促し、やがてアウトタルキーを打破し得るであらうとの論に對しては、一九二九年の國際聯盟諮問經濟委員會の意を體し、「一般的報告」はその然らざる所以を正當に説明して居る。

關稅政策とカルテルの發展との間には、アプリオリに何等の關連も存しない、といふのが「一

1) D. H. Macgregor, International Cartels, 1927, p. 4.

2) R. Liefmann, International Cartels, Combines and Trusts, With an Introduction by C. T. Hallinan, 1927, Part III. (竹内省三氏譯「國際企業合同論」昭和三年、p. 111 及び 119.)

「般的報告」の結論³⁾である。蓋し國際カルテル結成の前提條件としては、一般に、當該工業部門が原料品又は半製品の生産部門なるか、或はその部門が少數の大規模企業に占據せられてゐる場合なるかを考へられる。但し、他方、一連の重要部門では本來的にカルテル化の困難ながないではない。そこでは關稅政策と雖もカルテル化の困難を解消し得べくもないのである。カルテル結成の成否を規定するのは技術的な、一般經濟的なモメントである。關稅政策の影響は、カルテル化の可能なるところに於いて始めて注目せられる。

保護關稅は、上述の如く、國內カルテルの生成存續を助長する。こゝでは産業資本家は關稅と國內カルテルと二重に、自己防衛の障壁をめぐらすのであるから、外國よりの競争は著しく阻止される。だから異常時ならざる限り、保護關稅は更に國際カルテルを結成し、外國企業の競争を相殺することを必要ならしめない。この際、もとより、國際カルテルの結成は可能であり、その成立の曉には關稅を死文化するであらう。但し國際カルテルへの加盟範圍の次第によつては、國際的アウトサイダーの排除を不可能とし、保護關稅の死文化も著しく制限されるを免れない⁴⁾。なほ國際的販路協定又は生産割當の決定に際し、保護關稅の存否が作用し、國際カルテル内部でのその國の國內カルテルの地位を有利ならしめるに、關稅政策が貢獻することは考へ得られる。これを要するに、一般に保護關稅の存在が國際カルテルの結成を困難ならしめる場合は在り得る。しかし國際カルテルの結成により、保護關稅が改廢されることは先づあり得ざることである。關

3) Lammers, *ibid.*, S. 28.

4) Cf. Lammers, *ibid.*, S. 27-29; Ertel, *Internationale Kartelle und Konzerne der Industrie*, 1930 S. 201-202.

税政策の變更は國際カルテル以外の事由により行はれる。これ、今日の保護關稅は世界的アウトキーの表徴であり、國際カルテルとは直接の相關々係をもたないに依る。

保護關稅は、當該商品のノーマルな國內原費と輸入原費を要素として決定せらる。それだけに、臨時的な、異常的な輸入原費であるダムピング價格に對しては、ダムピング價格が既定の保護關稅を考慮せる後のものであるだけに、保護關稅は輸入阻止の效を奏し難い。こゝに於いて、ダムピング特別關稅の賦課權が今日大抵の國に認められてゐるのであるが、この特別關稅賦課制度は實際に於いては、ダムピングたることの認定の困難から、また假りにこの困難が克服されるとするも、特別關稅賦課の決定せし時には、早くもダムピングの終了となり、或はそのより強化されることなどのため、效果は頗る疑はしいのである。國際カルテルの結成は、このダムピングの襲來を未然に阻止し得る。他方、國際カルテルの第三國販路への輸出統制は、宛も國內カルテルの結成が對外ダムピングの實施を容易ならしむると同じ成果を、程度を強くしてもたらし得るのである。

七

カルテルは加盟諸企業の利潤増進に資するを以て目的とする。だから、個々の企業が自らに歸屬する利潤の追求を目的とするとは、著しく趣きが別である。目的がいれば自己を虚しくして他を露ぼす、自己目的でない點では、わが國の工業組合・商業組合・輸出組合の企業的組合制度とは

勿論、非資本家の結合と一般に看做される協同組合制度とも、性質を一にすと言ひ得るであらう。國際カルテルはカルテルである。目的に於いていさゝかの差異も見出さるべくもない。たゞ、國際的に所在を異にする諸企業を構成員とする場合は、國內カルテル同様、個々の加盟諸企業の利潤増進に資する。國內カルテルを構成員とする場合には、國內カルテルの活動の補足助長を介して間接に、加盟諸國內カルテルに加盟する諸企業の利潤増進に貢献せんと努める。

國際カルテルの國內カルテルに對する關係は、國際聯盟と加盟諸國家との關係に比し得るのではあるまいか。國際聯盟が超國家的世界國家でない如く、國際カルテルは超國內企業的 세계カルテルではない。そこには、國際政治的に制約されたる、越ゆべからざる一線が劃されて居る。若しこの線上に跳躍するならば、それは量より質への飛躍である。國際カルテルはその時限りに消滅すべく、少くとも、國際コンツェルンが新たに生起するであらう。この逆は國際コンツェルンの國際カルテルへの變質である。この意味で吾々の興味を惹く事例は、スウェーデン燐寸株式會社 (Svenska Taendsticks A. B.) を中心に、クロイゲル・アンド・トル (N. V. Financieelle Maatschappij. Kreuger & Toll) 及び國際燐寸ノーボーンション (International Match Corporation) を兩翼として、三十五ヶ國に百五十の燐寸會社を包擁せしスウェーデンの世界的燐寸コンツェルンが、昨夏クロイゲル氏 (Ivar Kreuger) の死を契機として、漸次國際コンツェルンたる實を失ひ、恐らくは國際カルテルに轉するのではあるまいかと思はれる成行である。

カルテルの展開は、先づ、國內的關心を惹く。商品提供者の共同的利益擁護運動は、これに對立する商品需要者の注意を喚起すべく、時には對立する共同的利益擁護運動を誘導するであらう。引受組合のかたちをとる謂ゆる商人カルテルは、仲介業者の共同的利益擁護組織として、右兩者の中間に介入する。この限りに於いて、カルテルの展開は國家政策の對象である。そして對策の決定は、カルテルの展開への國內的關心の打診より出發せらる。

カルテルの國際的展開は、等しく、關心の國際的展開を導く。こゝに、國內對策のための國際協調の機縁が要請されざるを得ない。一九二七年の國際經濟會議での討議がこれであつた。たゞカルテルの國內的對策決定上の視角の餘りに大なる隔たりが、討議の滿一を妨げたことは、既に一言した如くである。國際カルテルに對する國家の役割に就いて、「一般的報告」は言ふ。『専門家の解釋に従へば、個々人の場合と丁度等しく、カルテルに於いても起り得る濫用を抑壓すべき立法的基準の決定は、各個々の國家の問題である。同一結論を……國際カルテルに就いても下す、この國際カルテルに所屬する國民的諸團體は夫々の國法に隸屬するのである。……産業カルテルは自由なる産業資本家の私的協定である。……國家は萬一の場合、この共同利益を擁護すべく、調定官(Schlichter)としての役割を保持すれば足る¹⁾』

1) Lammers, *ibid.*, S. 32.